

～ 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施 ～

酒税は、明治以降、地租とともに大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税・消費税などのウエイトが高まり、平成28(2016)年度では、酒税が租税収入などの合計に占める割合は2.2%となっています。酒税は、景気の影響を受けにくく、平成28(2016)年度の税収は1兆3,195億円と安定した税収が見込まれており、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています¹。このように酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業は免許制度が採用されています。

酒類業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化など、大きく変化しています。国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、こうした環境の変化を踏まえつつ、官民一体となって日本産酒類の振興に取り組むほか、消費者の方々や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

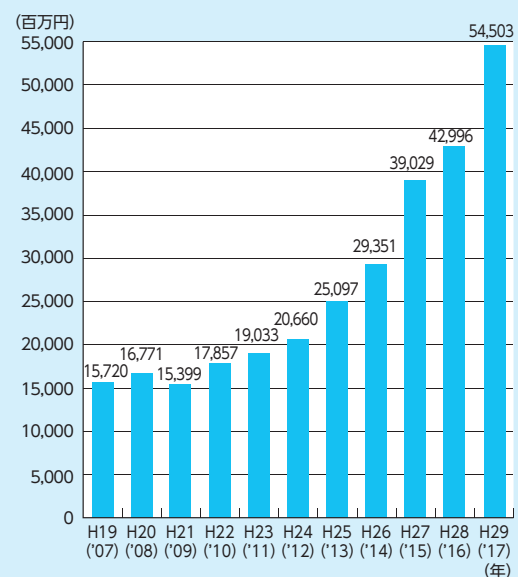
(1) 日本産酒類の振興の取組

日本国内における酒類全体の消費(課税移出)数量は右肩下がりの傾向が続いていますが、日本産酒類の輸出金額は、海外での日本食ブームなどもあって近年増加傾向にあり、平成29(2017)年には約545億円となって6年連続で過去最高を更新しました。品目別の輸出金額を見ると、最も多いのは清酒で約187億円(前年対比119.9%)であり、輸出数量の約23,482KL(前年対比119.0%)とともに8年連続で過去最高を更新しています。続いて多いのはウイスキーの約136億円、ビールの約129億円となっています。特にウイスキーは、10年前(平成19年)の約12億円から約11.3倍に大きく増加しています。

国(地域)別の輸出金額を見ると、1位はアメリカ合衆国の約120億円、2位は大韓民国の約108億円、3位は台湾の約53億円となっています。

日本産酒類の輸出促進については、国税庁では政府全体の取組であるクールジャパン推進の一環として、官民で連携しつつ次のような取組を行っています。

■ 酒類の輸出金額の推移



(出典：財務省「貿易統計」)

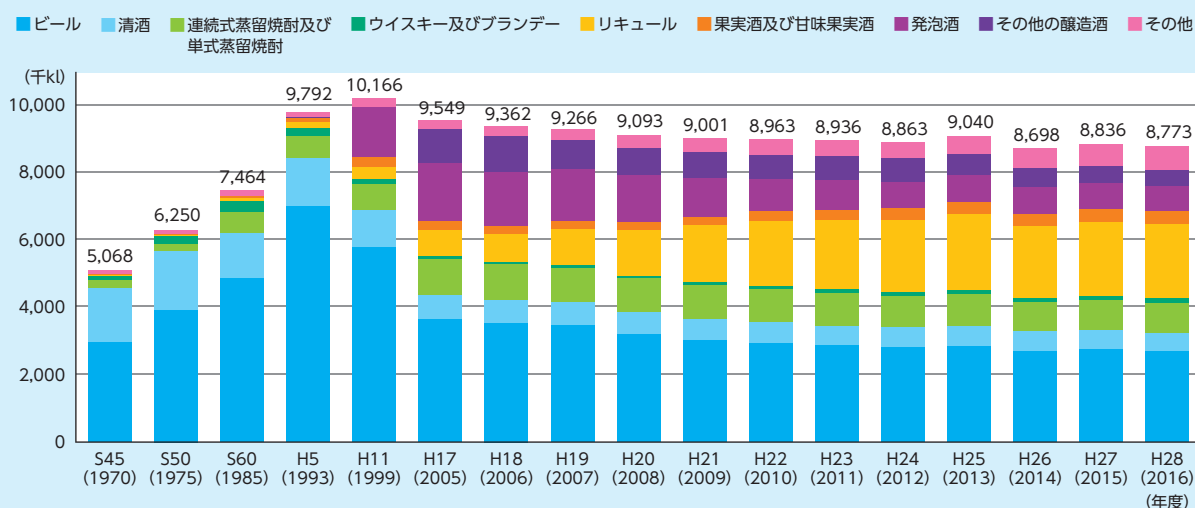
¹ 酒税制度については、平成29(2017)年度税制改正において、ビール系飲料の税率一本化等の税率構造の見直しやビール等の定義の見直しなどが行われています。

- 国際会議やイベント(リオ・オリンピック・パラリンピックなど)に国税庁職員を派遣し、関係団体の協力を得ながら、日本産酒類のPRを行うことで、海外での日本産酒類に対する認知度を高める取組を行っています。
- 関係省庁と連携しながら各種国際交渉の機会を通じて、輸入関税の撤廃、非関税障壁の改善、日本産酒類の地理的表示の保護を求めています¹。
- 日本産酒類に関する正しい知識の啓発を目的として、日本酒の国外専門家の育成を支援する取組を行っています。
- 酒類業界と協力して駐日外交官を対象に酒蔵ツアーを実施するなど、日本産酒類の魅力の普及・啓発に取り組んでいます。
- 平成29(2017)年10月1日から施行された輸出酒類販売場制度について、関係省庁・団体等と協力して制度の普及・拡大に向けた広報・周知を図るとともに、適切な運営に努めています。

このほか、国税庁では、日本産酒類のブランド価値向上などに有効な地理的表示(GI:Geographical Indication)制度の活用促進や、消費者の商品選択に資する等の観点から、ワインや清酒などのラベル表示ルールを制定しています。

さらに、酒類の経営指導の専門家などを招いて各種研修会を開催しているほか、酒類業者による活性化・経営革新の取組事例や、中小企業施策に関する情報の提供等を行っています。また、製造業者や販売業者を対象に各種調査を実施して業界動向を把握・分析し、その結果を国税庁ホームページで提供しています。

課税移出数量の推移



(出典:「国税庁統計年報」)

※ 課税移出数量とは、酒類の製造場から出荷した酒類又は外国から輸入した酒類で、酒税が課された数量です。

1 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故後、輸出先国において導入された特定の酒類に対する輸入規制に対しては、独立行政法人酒類総合研究所、外務省等と連携して、規制の解除・緩和の働きかけを行っています。その結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ、エジプト、仏領ポリネシア、ドバイ及びバダビにおいて、酒類に対する規制が解除・緩和されています。

◎ 日EU・EPAにおける交渉結果について

平成29(2017)年12月にEUとの間で交渉妥結した日EU・EPAにおいては、日本産酒類の振興及び輸出促進に資する成果として、EUにおける①全酒類の関税撤廃、②GI「日本酒」をはじめとする我が国のGI保護、③「日本ワイン」(国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)の輸入規制や単式蒸留焼酎の容器容量規制の撤廃・緩和を確保しました。

その結果、これまで、EU域内へのワインの輸出はEUワイン醸造規則に適合したものしか認められず、適合している旨の公的機関による証明書の添付が必要でしたが、協定発効後はEU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出することが可能になるなど、金銭的、時間的な負担が大幅に軽減されます。また、EUでは、単式蒸留焼酎について、700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売できませんでしたが、協定発効後は四合瓶や一升瓶での輸出が可能になります。

コラム6 ワインの表示ルール

1 ワイン市場の動向と表示ルール制定の背景

酒類全体の課税数量が減少傾向にある中、果実酒の課税数量は増加傾向にあります。また、新規に果実酒の製造免許を取得する者も増加しており、平成29(2017)年は39者が新たに製造免許を取得しました。

このように、国内における果実酒(ワイン)の関心が高まっている一方で、これまで国内にはワインに関する公的な表示ルールが存在しませんでした。

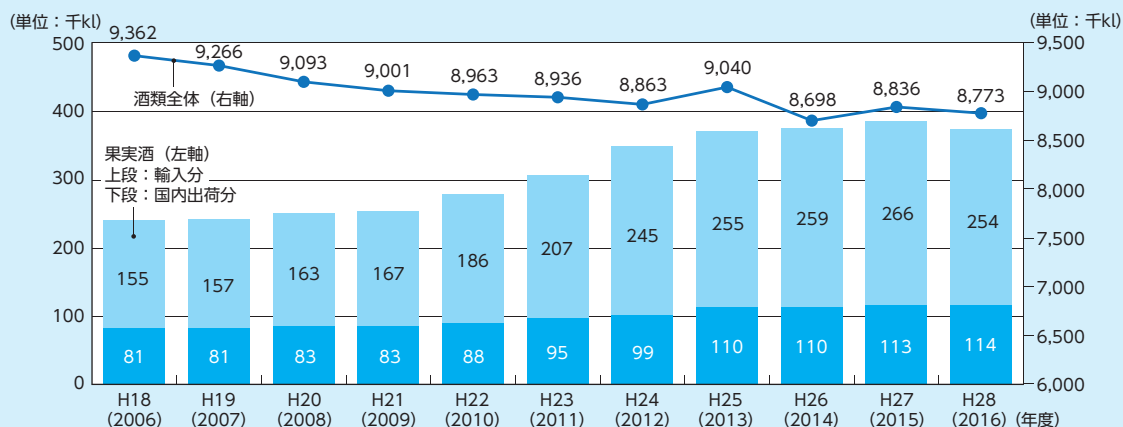
そのため、市場には、国産ぶどうのみを原料とした「日本ワイン」と、輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたワインが混在し、これらの違いがラベル表示だけでは分かりにくいという問題が存在していました。

このような背景から、消費者の方が適切に商品選択を行えるよう、表示を分かりやすくすることなどを目的として、平成27(2015)年10月に公的なワインの表示ルール「果実酒等の製法品質表示基準」(以下「ワイン表示ルール」といいます。)を定めました。

このワイン表示ルールは、平成30(2018)年10月30日から適用開始となります。

なお、「日本ワイン」の出荷量は平成28(2016)年度も増加傾向にあり、前年対比5.2%増となっています(出典：国税庁「国内製造ワインの概況(平成28(2016)年度調査分)」)。

■ 果実酒の出荷量(課税移出数量)の推移



(出典：「国税庁統計年報」)

2 ワイン表示ルールの概要

● ワイン表示ルールでは、果実酒は次のとおりに区分されます。

- ・日本ワイン：国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒
- ・国内製造ワイン：日本ワインを含む、日本国内で製造された果実酒等^(※)
- ・輸入ワイン：海外から輸入された果実酒等^(※)

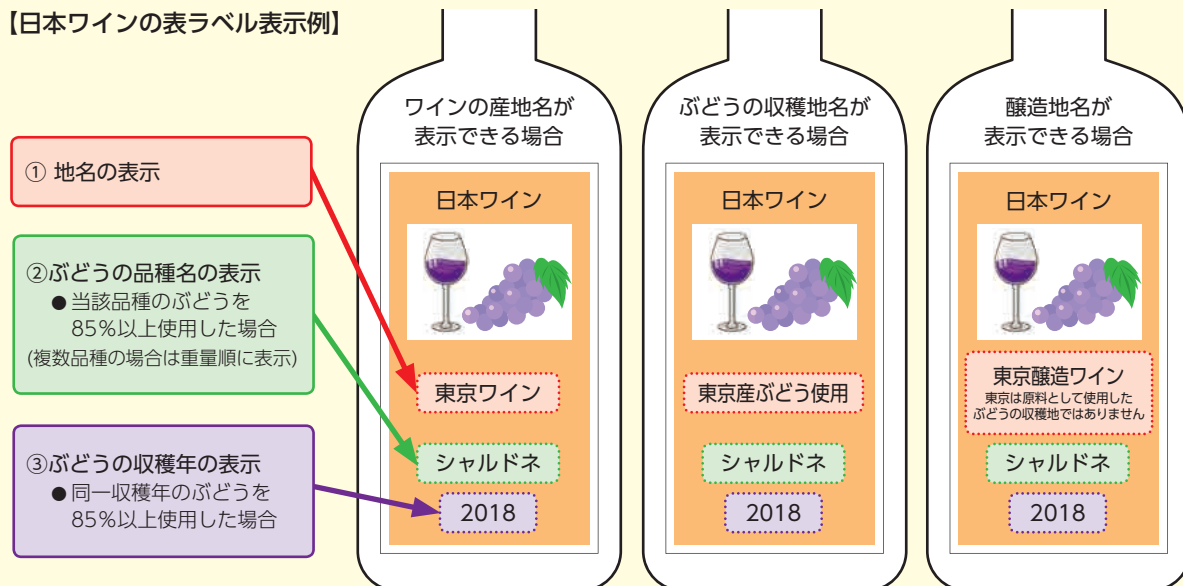
(※果実酒等には甘味果実酒を含みます。)

● このうち、日本ワインに限り、「日本ワイン」という表示ができるほか、一定のルールに従って、ラベルに①地名、②ぶどうの品種名、③ぶどうの収穫年を表示することができます。

【地名を表示できる場合】

- ワインの産地名の表示 ⇒ 地名が示す範囲内にぶどうの収穫地(85%以上使用)と醸造地がある場合
- ぶどうの収穫地名の表示 ⇒ 地名が示す範囲内にぶどうの収穫地(85%以上使用)がある場合
- 醸造地名の表示 ⇒ 地名が示す範囲内に醸造地がある場合(併せて「東京は原料として使用したぶどうの収穫地ではありません」等の表示が必要)

【日本ワインの表ラベル表示例】



コラム7 日本産酒類のブランド価値向上などへの取組について

地理的表示制度の活用促進

酒類の地理的表示制度は、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた酒類だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。

これまでに蒸留酒として「壱岐」、「球磨」、「琉球」及び「薩摩」を、清酒として「日本酒」、「白山」及び「山形」を、ぶどう酒として「山梨」を指定しました(平成30(2018)年3月末現在)。

日本産酒類のブランド価値向上や輸出促進を図っていくためには地理的表示の活用が有効であることから、パンフレットの作成やシンポジウムの開催などによる周知・啓発を通じて、制度の活用促進を図っています。

現在、日本産酒類の地理的表示は、「酒類の地理的表示の指定状況」のとおり合計8件となりましたが、国レベルの地理的表示「日本酒」をはじめとする日本の地理的表示について、官民が連携して海外へ発信するなどにより認知度向上を図るほか、国際交渉などを通じて保護を求めています。

■ 酒類の地理的表示の指定状況（平成30（2018）年3月末時点）



(2) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18（2006）年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）や、平成29（2017）年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「取引基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」といいます。）を実施し、取引基準等に照らして問題がある取引と認められた場合には、改善指導等を行っています。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、毎年、取引実態調査の結果概要とともに、指針に示された公正なルールに則していない取引の主な例を公表しています。

(3) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

国税庁では、酒類の生産から消費までの全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図っています。

具体的には、酒類業者に対する酒類の安全性等に関する技術指導・相談対応や販売されている酒類の安全性、品質及び表示事項等の調査を行っています。調査結果は消費者に対して国税庁ホームページで情報提供しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために必要な酒類に関する高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、高度な技能と経営の実践が結び付いた人材の育成のための講習、製造者の技術力の維持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を行っています。また、近年では、クールジャパン推進等の政府の重要方針を踏まえた施策にも対応するとともに、酒類に関するナショナルセンターとして、国内外の関係機関との連携の強化にも取り組んでいます。

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ(<http://www.nrib.go.jp>)をご覧ください。

また、情報誌などの更新情報やイベント情報など最新の情報をメールマガジンで配信しています。登録は、(ssn@m.nrib.go.jp)宛に空メールを送信してください(右のコードでも登録できます)。



輸出酒類に関する分析

登録用コード



(4) 社会的要請への対応の取組

～ 不適切な飲酒の誘引を防止するために ～

平成26(2014)年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されるなど、未成年者の飲酒防止や適正飲酒に関する社会的要請は強まっています。

政府においても、同法に基づき、「不適切な飲酒の誘引の防止」などを盛り込んだ「アルコール健康障害対策推進基本計画」を閣議決定(平成28(2016)年5月)し、関係する省庁や関係団体等が一体となって、同計画に掲げられた施策に取り組んでいます。

国税庁では、酒類小売業者に対して、酒類の陳列場所における表示義務の遵守や未成年者への酒類販売の禁止の周知を徹底しているところです。

また、平成29(2017)年6月からは、酒類の適正な販売管理の確保のため、販売場ごとに選任される酒類販売管理者に係る酒類販売管理研修の受講が義務化されました。

研修機会の増加に併せ、不適切な飲酒誘引の防止などに関する研修内容の充実を図るなど、引き続き社会的要請に応えるための取組を推進していきます。

～ 酒類容器等の資源の有効利用のために ～

国税庁では、資源の有効利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の周知・啓発を行っています。